

岩倉市オープンカウンタ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の発注する物品購入について、岩倉市契約規則(昭和46年岩倉市規則第14号。以下「契約規則」という。)及び岩倉市電子入札実施要綱(平成20年4月1日施行。以下「電子入札要綱」という。)に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「オープンカウンタ」とは、物品購入の見積徴取に当たり、相手方を特定せずに案件を公開し、一定の資格を有する者で、参加を希望する者(以下「参加者」という。)から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方法をいう。

(参加資格)

第3条 参加者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、案件の公開の日の前日から契約の相手方の決定までの間において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩倉市入札参加資格者名簿(物品等)に登録されている者であること。
- (3) 岩倉市指名停止取扱要領(平成28年10月1日施行)の規定による指名停止期間中でない者であること。
- (4) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年9月27日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結)に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受

けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、当該認定を受けた者については、この限りでない。

(6) 前各号に規定する者のほか、対象案件ごとに定める要件を満たす者であること。

(対象案件)

第4条 オープンカウンタの対象とする案件は、会計管財課に見積徴取を依頼された案件のうち、予定価格が80万円以下の物品購入で、案件の仕様書、業種等を考慮して決定するものとする。

(電子入札サブシステムの利用)

第5条 オープンカウンタの実施は、あいち電子調達共同システム(物品等)の電子入札サブシステム(以下「電子入札サブシステム」という。)により行うものとする。

(紙見積りによる参加)

第6条 前条の規定にかかわらず、電子入札要綱第9条第2項第3号又は第4号の規定に該当する場合は、書面による見積り(以下「紙見積り」という。)により参加することができる。

2 紙見積りでの参加を希望する者は、見積受付期間終了時までオープンカウンタ紙見積り参加承認願(様式第1。以下「承認願」という。)を契約担当者(電子入札要綱第2条第9号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)に提出し、承認を得なければならない。

3 契約担当者は、前項の規定による承認願の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、オープンカウンタ紙見積り審査結果通知書(様式第2)により通知するものとする。

(仕様書等の公開)

第7条 見積りに係る物品の仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)は、電子入札サブシステムにより閲覧に供するものとする。

(同等品の提案及び承認)

第8条 参加者は、見積りに係る物品の同等品を提案する場合は、案件ごとに定める期限までに、案件ごとに定める方法により提案を行い、発注主管課の承認を得るものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第9条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期限までに質問を行うものとする。

2 前項の質問に対する回答は、案件ごとに定める期限までに、電子入札サブシステム等により行うとともに、他の参加者に対しても公表するものとする。

(見積書の提出)

第10条 参加者は、案件ごとに定める方法により見積書を作成し、提出期限までに電子入札サブシステムにより提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項により紙見積りによる参加の承認を受けた者については、次に定める方法により紙見積りを行う。ただし、別途指定がある場合は、その方法に従うものとする。

(1) 見積書 紙見積書(様式第3)を使用する。

(2) 提出期限 電子入札サブシステムにおける見積書提出期限と同一とする。

(資料の提出)

第11条 契約担当者は、見積書の提出に際し、参加者に資料の提出を求める場合は、当該見積書の提出時に電子入札サブシステムの添付機能を利用して当該資料を提出させるものとする。ただし、紙見積りでの参加者については、見積書に書面による資料を添付して会計管財課に直接提出するものとする。

(参加資格の確認)

第12条 契約担当者は、見積書の提出を受けた後において、参加資格を有する者であることを確認するものとする。

(見積りの無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

(1) 参加資格を有しない者のした見積り

(2) 所定の日時までに所定の方法により到達しない見積り

(3) 見積りに際して談合等による不正行為があった見積り

(4) 同一事項の案件に対し、2以上の意思表示をした見積り

(5) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の見積り

(6) 紙見積りにおいて記名のない見積り

(7) 紙見積りにおいて見積書の記載事項が確認できない見積り

(8) 紙見積りにおいて見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した見積り

(9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第14条 契約担当者は、前条各号のいずれにも該当しない見積りをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。

(くじによる相手方の決定)

第15条 前条の場合において、同価の見積りをした者が2者以上あるときは、電子入札サブシステムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

2 紙見積参加者は、見積書にくじ番号(任意の3桁の数値)を併記して提出するものとする。なお、くじ番号の記入のない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者がいない場合の手続)

第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

2 不調となった場合又は参加者がいない場合は、仕様書等又は参加資格を変更することにより、再度オープンカウンタで行うことができるものとする。

(決定の通知)

第17条 契約担当者は、オープンカウンタにより契約の相手方が決定したときは、電子入札サブシステムにより決定業者にその旨を通知するものとする。ただし、紙見積りにより行った者に対しては、電話その他確実な方法により通知するものとする。

(結果の公表)

第18条 契約担当者は、契約の相手方を決定した場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 案件所属
- (3) 案件名称
- (4) 納入場所
- (5) 開札日
- (6) 落札者
- (7) 落札金額

2 前項の公表の方法は、あいち電子調達共同システム(物品等)の入札情

報サービスサブシステムを利用して行う方法のほか、会計管財課で閲覧する方法とする。

(雑則)

第19条 この要領に定めるもののほか、オープンカウンタの実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

オープンカウンタ紙見積り参加承認願

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

下記の案件については、下記の理由により電子入札サブシステムを利用して見積り参加できないため、紙見積りでの参加を承認してください。

記

1 案件名

2 電子入札サブシステムでの参加ができない理由

該当の□にチェックをしてください。

パソコン等のシステム障害

その他

理由

()

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

（公印省略）

オープンカウンタ紙見積り審査結果通知書

下記の案件に関する 年 月 日付けの紙見積り参加承認願
については、（承認します。・承認しません。）

記

1 案件名

2 承認できない理由

様式第3（第10条関係）

紙見積書

年 月 日

岩倉市長 殿

見積者 住 所
氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

岩倉市契約規則及び岩倉市オープンカウンタ実施要領に基づき、下記のとおり見積りします。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記物件の供給代金

1 物件名 _____

2 納入場所 _____

3 くじ番号（3桁までの数字を記入すること）

--	--	--